

石川県社会保障推進協議会

住民のいのちと健康、福祉を守るために  
社会保障施策の拡充を求める要望書

回 答 書

令和1年11月7日

小 松 市

石川県社会保障推進協議会 要望事項回答書

(懇談は「★重点要望事項」に絞って実施)

要望事項	回答	担当課
I. 子育て支援について		
<p>★(1)6月12日に可決した「改正子どもの貧困対策推進法」では、計画策定を市区町村に努力義務化されました。2018年度金沢市が実施した「子どもの生活実態調査」のように、生活困窮世帯と一般世帯の子どもの生活実態を明らかにして、その調査を下に「対策計画」を策定し、対策を進めてください。</p> <p>教育・学習支援への取り組みを行うとともに、児童・生徒の「居場所づくり」を自治体として実施してください。またNPOなどで取り組まれている、「無料塾」や「こども食堂」のとりくみを支援してください。</p>	<p>(こども家庭課)</p> <p>本市でも昨年度、第二期子ども・子育て支援事業計画策定のためのニーズ調査を行い、第一期調査に加え、「子どもの貧困対策の推進」の視点を併せ持つ計画を検討すべく調査対象・調査項目を拡大して実施しました。</p> <p>今後、調査結果の分析・検討を行い、子ども子育て会議での議論を得て、計画に盛り込むことを検討しています。</p> <p>市内の団体が開催する子ども食堂については、相談に来庁された方には、こまつ100クラブ活動助成金のご案内をし、市としての資金面での助成制度の紹介や、衛生面やアレルギーなどの注意点が記載された冊子のご案内を行うとともに、こども園や児童館へのチラシ配りなどのPRのお手伝いを行っています。</p> <p>(ふれあい福祉課)</p> <p>本市では、H28年度より生活困窮者自立支援法に基づき、就学援助受給世帯及び生活保護受給世帯の中学生を対象者に学習支援事業「土曜塾」を実施しております。今年度においては7月から2月まで毎週土曜日に市内3箇所にて学習支援を実施しております。</p> <p>※H30年度 実績 延196人 (学校教育課) 20</p> <p>市内の希望する小中学生を対象として、土曜日や長期休暇期間に、小学校や中学校、公民館で、無料で参加できる「チャレンジスクール」を開催しています。退職教員が講師となり、苦手単元の学力定着・向上への支援をしています。</p> <p>11.15. 中582</p>	<p>こども家庭課 ふれあい福祉課 学校教育課</p>
<p>(2)石川県子どもの医療費助成制度について、①助成対象年齢を中卒まで拡大すること②1000円の自己負担を廃止すること、③所得制限を廃止することを求める意見を上げてください。</p>	<p>県に対しては、助成要件の拡大を求めているほか、国に対しても、自治体独自の取り組みではなく、保険制度として実施するよう要望しています。他市とも連携しながら、引き続き要望していきます。</p>	<p>こども家庭課</p>
<p>(3)(志賀町・七尾市のみ)子どもの医療費助成制度について全国で熊本県3市町、志賀町、七尾市の5市町のみ、未だに償還払いです。志賀町・七尾市は子どもの医療費助成制度について現物給付化を早急に実施してください。</p>		
<p>★(4)小中学校の給食費を無料にしてください。当面、第二子以降の学校給食を無料にしてください。</p>	<p>本市では、自校調理で安全安心で栄養価とおいさを考慮した給食を提供するために、給食費については現状どおり保護者負担をお願いしていきたいと考えています。経済的な支援が必要とされる家庭には、就学援助制度により給食費を全額支給しています。今後も就学援助制度が行き届くよう周知と勧奨に努め、支援を続けていきます。</p>	<p>学校教育課</p>
(5)就学援助制度の改善		
<p>①就学援助の対象を生活保護基準額の少なくとも1.4倍以下の世帯までとってください。2018年10月からの生活保護基準引き下げにより現在の対象者が切り捨てとされないようにしてください。</p>	<p>平成29年度の文部科学省の調査では、「生活保護基準額に一定の係数をかけたもの」を支給対象としている自治体の83.2%が「1.3倍以下」という係数になっています。</p> <p>本市では、認定にあたって特別支援教育就学奨励費の需要額測定に用いる保護基準額(平成24年度の生活保護基準)を参照にしています。2018年10月の生活保護基準見直しによる影響はありません。</p>	<p>学校教育課</p>

## 石川県社会保障推進協議会 要望事項回答書

(懇談は「★重点要望事項」に絞って実施)

要 望 事 項	回 答	担 当 課
②申請の受付は、学校だけでなく市町村の窓口でも受け付け、申請手続きに民生委員の証明が必要な場合はなくしてください。また、年度途中でも申請できることを周知徹底してください。	新小学1年生の新入学児童生徒学用品等準備費は市教育委員会で、その他の申請は学校で受付しています。手続きに民生委員の証明は必要ありません。毎年全保護者に配布する案内には、年度途中でも申請できることを記載しています。また、年間を通して配布できる案内を作成し、転入等の児童生徒の保護者への周知も図っています。申請書は市のホームページからダウンロードでき、申請しやすい環境を整えています。経済的な事情で学校への支払いに滞納が見られ始めた保護者には、就学援助制度があることを伝えています。	学校教育課
③就学援助制度については、実態調査を行い、実態に見合った金額にするとともに、入学準備金は、要保護世帯の入学準備金と同額にしてください。	実態調査はしていませんが、平成29年度の文部科学省の調査では、小・中学校とも約1、200市町村(約68%)が、入学準備金について要保護児童生徒援助費補助金の予算単価と同額以上の単価を設定しています。本市でも、入学準備金は要保護児童生徒援助費補助金の予算単価と同額を給付しています。	学校教育課
★④就学援助給付の学校給食については学校給食費の全額を給付してください。同時に加賀市が実施したように「現物給付化」してください。	就学援助給付対象者の学校給食費については、全額給付しています。原則として、保護者が学校へ給食費を支払った後、市から保護者へ就学援助費を給付していますが、申し出により学校へ直接給付することもあります。	学校教育課
(6)学校を窓口として、支援が必要な家庭の児童生徒を早期の段階で生活支援や福祉制度につなげていくことができるよう、スクールソーシャルワーカーの配置を拡大してください。	スクールソーシャルワーカー(SSW)は現在小学校1名、中学校1名の2名を配置しています。毎日各学校を巡回し、早期支援にあたっています。また、教育研究センターの教育相談を窓口で支援が必要な家庭の児童生徒に対する対応を行っています。	学校教育課
(7)児童生徒の感情や情緒面の支援を行っていくため、スクールカウンセラーの全校配置を実施してください。	スクールカウンセラーは平成30年度に全校配置されており、各校に週1回、2～4時間程度勤務しています。スクールカウンセラーの時間数が少ない小学校へ、市として心の相談員も派遣しています。	学校教育課
★(8)幼児教育・保育の無償化に伴い、国の基準月額4500円の副食材料費は公的給付の対象から外され、保育施設が実費徴収することになりました。(生保世帯・第3子、年収360万円以下は免除)副食材料費の実費を無償にしてください。少なくとも、無償化以前の利用料負担を上回ることがないように減免制度を実施・拡充してください。	本市では、年収360万円未満相当世帯、国の基準による第3子以降世帯に加え、無償化以前の利用料負担を上回ることがないよう、18歳以下の児童が3人以上いる世帯の第3子以降の子どもたちの副食費も免除しています。	こども家庭課

石川県社会保障推進協議会 要望事項回答書

(懇談は「★重点要望事項」に絞って実施)

要望事項	回答	担当課
(9)保育環境や保育士の配置基準等を拡充してください。保育士の処遇改善を直ちに実施してください。市町単独事業で財政的な支援を行ってください(処遇改善助成金制度、福祉職職員住居費助成、住宅確保助成、家賃補助制度など)。	平成30年度から、処遇改善に向けた市独自のキャリアアップ研修を実施しています。また、保育士等の研修期間中における園運営をサポートするための補助要員の派遣支援も実施しています。さらに、保育業務の効率化に向けて、保護者との連絡や登降園管理などでのICT化も推進しており、保育士等の負担軽減に引き続き配慮していきます。	こども家庭課
(10)2018年度の乳幼児健診(前期乳児検診・後期乳児検診・一歳半健診・三歳児健診)の対象児童数と受診児童数・未受診児童数をお知らせください。	前期乳児健診:対象数(年度の出生数)823人、受診数824人 後期乳児健診:対象数(年度の出生数)823人、受診数682人  一歳半健診:対象数909人、受診数900人、未受診数9人 三歳児健診:対象数977人、受診数963人、未受診数14人 ※一歳半健診・三歳児健診の未受診者については、保護者や保育園等に確認するなど全数把握しています。	いきいき健康課
★(11)学校健診で「要受診」と診断された児童・生徒の受診状況の把握と、歯科については「齲蝕(虫歯)が10本以上」ある状態になっている児童・生徒の実数を調査してください。学校健診で「要受診」と診断されたにもかかわらず、未受診となっている児童・生徒が確実に受診できるよう具体的な要因の調査と対策を講じてください。眼鏡については全国的に補助制度もあることから、自治体として補助制度を創設してください。	(学校教育課) 学校健診により要受診となった児童生徒には、「治療カード」をお渡しし、できるだけ速やかに受診するよう指示しています。その後医療機関を受診したかどうかや診断結果については、学校への治療カードの提出により確認し、未受診者には再度診療等を勧めています。歯科検診の個人の結果については各学校で把握しています。こども医療費助成制度があることから、経済的な理由で受診できないとは考えにくく、診療や治療は、保護者の責任において行っていただきたいと考えます。 (こども家庭課) H18年4月1日より小児弱視等の治療用眼鏡は保険適用(7割又は8割)を差し引いた分を、こども医療費として補助しています。 ※支給限度額は38,641円	学校教育課 こども家庭課
Ⅱ. 介護保険事業・予防事業・総合事業について (1)介護保険料		
★①一般会計繰入によって介護保険料を引き下げてください。また、国に対し国庫負担の大幅な引き上げと公費による保険料基準額の引き下げについて働きかけてください。	介護保険制度においては、介護給付費の財源の50%を公費で負担し、50%を保険料で賄うこととされており、50%のうち市の負担は12.5%と定められております。なお、介護保険を運営する事務費については、一般会計から繰り入れられた一般財源で賄われています。今後も介護予防を推進していくことで、保険料上昇の抑制を図っていきます。	長寿介護課
② 非課税者・低所得者の介護保険料を大幅に軽減する減免制度を拡充してください。当面、年収150万円以下(単身の場合)は介護保険料を免除してください。	令和元年10月の消費税率10%の引上げに合わせて、市民税非課税世帯の介護保険料の更なる軽減強化が行われています。	長寿介護課
★③これ以上の介護保険料の引き上げをやめるために、国に調整交付金を介護保険とは別枠にして国の負担を介護給付費の25%に引き上げを要望してください。	超高齢社会のいま、介護の必要性はますます高まっており、それに伴い介護給付費も年々増加しているのが現状です。制度を維持していくためにも、適正な負担割合となるよう要望等を行っていきます。	長寿介護課

石川県社会保障推進協議会 要望事項回答書

(懇談は「★重点要望事項」に絞って実施)

要望事項	回答	担当課
(2)介護利用料・補足給付について		
<p>①介護サービス利用者の負担を軽減するため、低所得者について無料となるよう、自治体独自の利用料減免制度を創設・拡充してください。</p>	<p>次に掲げるサービス利用料の減免措置を実施しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・高額介護サービス費(利用者負担の上限額を超えた場合の払戻し)</li> <li>・高額医療合算介護サービス費(医療と介護の年間の負担額が基準額を超えた場合のその超えた分の給付)</li> <li>・特定入所者介護サービス費(施設利用時の食費・居住費等の負担軽減)</li> <li>・障害者のホームヘルプサービス利用時の負担軽減</li> <li>・社会福祉法人による利用者負担軽減</li> <li>・災害や不慮の事故等による所得の一時的減少により、生活が著しく困窮している場合のサービス利用料の一部又は全部の軽減又は免除</li> <li>・訪問介護の夜間・早朝・深夜利用時の利用者負担(加算分)の軽減</li> </ul>	<p>長寿介護課</p>
<p>②補足給付の見直しで介護保険施設の居住費・食費補助が対象外となった方であっても、支払い能力がない方に対しては措置制度を活用して救済してください。</p>	<p>補足給付の見直しにより第4段階となった方であっても、一定の要件を満たす場合、申請によって第3段階が適用される特例減額措置で対応しています。</p>	<p>長寿介護課</p>
(3)介護保険利用の際の手続き		
<p>★①介護保険利用の相談があった場合、相談窓口で専門知識を持った職員を配置し、これまでと同様に要介護認定申請の案内を行い、「基本チェックリスト」による振り分けを行わず、要介護認定申請を受け付けた上で、地域包括支援センターへつなぐようにしてください。総合事業では、先に「基本チェックリスト」ありきではなく個々の状況に応じた対応をしてください。</p>	<p>本人・ご家族から介護保険利用の相談があった場合は、相談の目的や希望するサービスを聴き取るとともに、総合事業の趣旨や手続きのほか、基本チェックリストを活用して迅速なサービスの利用が可能であること、総合事業のサービス利用開始後も要介護認定等申請も可能であること等を説明した上で、利用者の意向に沿った申請を受け付けています。</p>	<p>長寿介護課</p>
<p>②ケアマネジメントについては、現行の予防給付と同様に居宅介護支援事業所への委託を可能とし、現行額以上の委託料を保障してください。</p>	<p>国が示すガイドラインに基づき、新しい総合事業においても、介護予防ケアマネジメントは、予防給付の介護予防支援と同様、地域包括支援センターから指定居宅介護支援事業所に対して委託することが可能であり、その委託料は地域包括支援センター(本市は民間法人への委託型センターとなっている。)との契約において設定されています。</p> <p>【市と地域包括支援センターとの委託料】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ケアマネジメントA 単価 4,310円/月</li> <li>初回加算 3,000円/初月</li> </ul>	<p>長寿介護課</p>
<p>③訪問介護「生活支援」の回数制限はしないでください。</p>	<p>生活支援の回数については、給付の適正化の視点のみならず、自立の視点という点からも運営基準によって定められています。これまでのところ、小松市においては基準を超える生活支援の提供はされていませんが、基準を超える場合においても、多職種が参加するプラン会議によって、適切なサービス提供がされる仕組みを構築しています。</p>	<p>長寿介護課</p>

石川県社会保障推進協議会 要望事項回答書

(懇談は「★重点要望事項」に絞って実施)

要望事項	回答	担当課
(4) 基盤整備について		
①入所施設待機者を解消し、行き場のない高齢者をなくすために、特別養護老人ホームや小規模多機能施設等、福祉系サービスを増やしてください。	第7期介護保険事業計画において、小規模多機能型居宅介護や認知症高齢者グループホームなどの整備を予定しており、令和元年度に、小規模多機能型居宅介護 1カ所、認知症高齢者グループホーム 1カ所が新たに設置されています。	長寿介護課
★②国に対して特養ホーム入所基準を元に戻すよう要望してください。当面、特養ホームに要介護1・2の方が入所できる「特例入所」について、個々の事情に即して柔軟に対応してください。	国・石川県の示すガイドライン等に基づいて実施しています。特例入所については、施設には周知しており、随時相談を受けて対応しています。 <i>3/11 名特例入所</i>	長寿介護課
★③多くの有料老人ホーム等では、介護給付費と施設利用料負担の合計額が介護度に関わらず、一定になるように、施設利用料負担額が設定されています。従って、軽度者であればあるほど、介護保険外の施設利用料負担が増える仕組みとなっています。住民の「介護施設利用の負担の実態」を調査し、住民の負担軽減のための施策を進めて下さい。	有料老人ホームは民間施設であるため、事業者が利用料を設定することができます。市では、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、共創による地域包括ケアシステムの構築を目指しており、地域の住民ボランティアが掃除やごみ出しなどの簡易な生活援助を行う地域サポートクラブなど、安価な生活支援サービスの充実を図っています。	長寿介護課
(5) 総合事業について		
①総合事業の現行相当サービスが必要な人には継続した利用ができるようにしてください。サービス利用者の「状態像」を一方向的に押しつけたり、期間を区切った「卒業」はしないでください。	入浴介助等の身体介護が必要な方や医学的配慮を要する方など利用者の必要に応じたサービスを受けることとなります。	長寿介護課
②自治体の一般財源を投入して、サービスの提供に必要な総合事業費の確保に努めてください。	総合事業の事業費の負担割合については国で定められており、市負担分(12.5%)については一般会計から繰り入れています。	長寿介護課
★(6)介護職員確保について 介護職員の確保をすすめるための施策の実施をしてください。		
①「介護労働者の実態調査」を介護安定センターに準じた内容で実施してください。	介護・福祉人材の実態調査は、第一義的には都道府県が担うものであり、市としては各事業所との情報交換等を行うなどして、介護労働者の実態について把握していきます。	長寿介護課
②介護職場の人員不足解消の為、介護人材を抜本的に増やしてください。	市では、介護職就業者の確保を図るため、介護施設職員教育訓練支援事業を実施しており、介護福祉士実務者研修や介護職員初任者研修の受講料の40%を助成しています。介護・福祉人材の養成については、都道府県が担っており、市としては各事業所に対して、随時研修案内や市広報などを通じた周知を行っています。なお、市社会福祉協議会やシルバー人材センターにおいても、シニアの方などが介護・福祉・生活支援(介護事業所、ミニデイ、地域サポートクラブなど)の担い手になれるよう研修を行っています。	長寿介護課

(懇談は「★重点要望事項」に絞って実施)

要望事項	回 答	担当課
<p>③ 介護人材の不足を解消するため、自治体として大阪府茨木市、新潟県柏崎市のように、家賃補助や夜勤手当などを自治体として補助してください。</p>	<p>令和元年10月の消費税率10%の引上げに合わせて、介護職員等特定処遇改善加算が創設されており、引き続き処遇改善加算の拡充等、介護職員の確保に繋がる要望を行ってまいります。 また、市では、介護従事者の業務負担の軽減を図るため、介護ロボットやICT機器の導入に対する助成を行っています。</p>	<p>長寿介護課</p>
<p>④ 国に対し、全額国庫負担方式による全介護労働者が、年収440万円水準に早急に到達できる処遇改善制度を求めてください。</p>	<p>令和元年10月の消費税率10%の引上げに合わせて、介護職員等特定処遇改善加算が創設されており、引き続き処遇改善加算の拡充等、介護職員の確保に繋がる要望を行ってまいります。</p>	<p>長寿介護課</p>
<p>Ⅲ. 高齢者医療・福祉の充実について</p>		
<p>★(1)後期高齢者医療制度の保険料滞納者に対し、生活実態を無視した保険料の徴収や差押えなどはしないでください。また保険証の取り上げ・資格証明書の発行をしないでください。短期保険証は、発行しないでください。</p>	<p>後期高齢者医療保険料の滞納者に対しては、個別相談により現在の生活状況を把握した上で、実情に沿った徴収を行っております。 差押え、資格証明書の発行については、小松市においては、実績はございません。また、短期被保険者証については令和元年10月1日現在において、26人の保険料滞納者に交付しています。 後期高齢者医療制度における資格証明書の発行に関しては、高齢者が必要な医療を受ける機会が損なわれることのないよう原則として交付しない、との基本方針が示されています。発行につきましては、石川県後期高齢者医療広域連合が交付するものではありませんが、小松市としましても、原則として資格証明書を交付しないという国の基本方針を踏まえ、県広域連合とも連携を図りながら、今後も限定的な運用をしていきたいと考えております。 短期被保険者証は有効期間が6ヶ月ですが、医療給付に関して、一般被保険者証と同等の給付を受けることができます。交付につきましては、法の趣旨から、保険料を滞納している世帯との接触の機会をできる限り確保し、納付意識の向上と収納確保を図る観点から行っています。</p>	<p>医療保険サポートセンター</p>
<p>★(2)東京都日の出町、石川県川北町のように、75歳以上の高齢者医療費無料制度を実施してください。当面、後期高齢者医療対象者のうち住民税非課税世帯の人の医療費負担を無料にしてください。</p>	<p>高齢者の医療費については、伸び続ける高齢者の医療費を国民全体で公平に負担する制度として、昭和58年2月に施行となった老人保健法により70歳以上の高齢者について自己負担をお願いすることとなりました。 その後、時代の変化に伴い定額負担から定率負担へと変化し、現在の後期高齢者医療制度にもその定率負担が引き継がれているものであります。 医療費負担の無料化について、先の老人保健制度、現在の後期高齢者医療制度にも共通していることですが、増え続ける高齢者の医療費を国民全体で負担することで、制度の安定的な運営、ひいては国民皆保険の堅持につながるものであると認識しており、現役世代と高齢者それぞれが相応の負担をすることは世代間の公平性の確保のために必要なものであると考えておりますので、現在の高齢者の医療費の負担につきましても必要でやむを得ないものであると考えております。 そのため、現時点で小松市が独自にその負担を無料化する、といったことは考えておりません。 何卒ご理解いただきますようお願いいたします。</p>	<p>医療保険サポートセンター</p>

石川県社会保障推進協議会 要望事項回答書

(懇談は「★重点要望事項」に絞って実施)

要 望 事 項	回 答	担 当 課
(3)後期高齢者医療制度に加入しない65～74歳の障害がある人には障害者医療費助成制度を全額適用してください。	<p>本市では、後期高齢者医療制度に加入していない65～74歳の障がいのある人の医療費についても、対象者(※)について、保険適用分に係る自己負担額について全額助成しております。</p> <p>※障がい者医療費助成の対象者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・身体障害者手帳1～3級所持者</li> <li>・療育手帳所持者</li> <li>・精神障害者保健福祉手帳1級所持者(H30.8診療分より適用)</li> </ul>	ふれあい福祉課
(4)配食サービスは、最低毎日1回は実施し、事業所助成額を増やし、利用者の自己負担額を大幅に引き下げてください。	<p>在宅の高齢者等が健康で自立した生活を送ることができるよう「食」の自立の観点から十分なアセスメントを行った上で、配食サービスを実施し併せて安否の確認を目的としています。1日2食(昼と夕)を利用者のニーズに併せて配達し、安否確認のため手渡しで行っています。食材費等が高騰しておりますが、個人負担額は据え置きとしています。</p>	長寿介護課
(5)高齢者が地域でいきいきと生活するために、以下の施策を実施してください。		
★①補聴器購入費助成制度を創設してください。	<p>現在、80歳の敬老記念品の選択肢の一つとして、「耳かけ集音器」を導入しています。</p> <p>小松市多様なコミュニケーション手段の利用を促進する条例が制定されており、高齢者の円滑なコミュニケーションや社会生活を営むための環境整備や対応の工夫などについても検討していきたいと思っております。</p> <p style="text-align: center;">809人</p>	長寿介護課
★②高齢者の「熱中症の予防の実態調査」(猛暑の時、どのように過ごしているか等)を実施して対策を立てるようにしてください。そして福島県相馬市のように、65歳以上の住民税非課税世帯の人にも、生活保護利用者に準じてエアコン購入費(買い換え費も)などの補助を行う仕組みを創設してください。	<p>高齢者の熱中症予防の見守り活動として、社会福祉協議会が民生委員児童委員、地域福祉推進員と協力して、水やうちわ、熱中症予防パンフレットを、一人暮らし高齢者世帯、高齢者のみ世帯等に配布しています。</p> <p>なお、小松基地周辺で対象となる住宅に住まわれている方は、防衛省の補助制度(住宅防音工事、空気調和機器機能復旧工事)を利用することができます。</p>	長寿介護課
★③高齢者や障害ある人には、公共交通機関利用料を無料・低額にする仕組みを創設してください。	<p>市内在住の65歳以上の高齢者、障がいのある方、運転免許証返納者に対しては経済的に路線バスを利用しやすくするため、市内路線バスが乗り放題となるフリー乗車券「らく賃パスポート」を販売しています。</p> <p>また、障がいのある方については、障がいの状況に応じて、バス運賃やJR運賃、タクシー料金、航空運賃、有料道路の割引を行っています。</p>	<p>長寿介護課</p> <p style="text-align: right;">438人 713人</p>



## 石川県社会保障推進協議会 要望事項回答書

(懇談は「★重点要望事項」に絞って実施)

要 望 事 項	回 答	担 当 課
★②高齢者団体やサークルが健康予防活動、文化・趣味活動などを積極的にを行うために、公的な集会場や会議室などの利用料金を減免する仕組みをつくってください。	市民の地域活動を応援するため、地域コミュニティ活性化、生涯スポーツ推進、地域福祉の3つのテーマで活動する団体等を「こまつ100クラブ」として募集しており、認定を受けた事業に対して5万円を上限に助成しています。	長寿介護課
⑤宅老所・街角サロンなど高齢者の「居場所」づくり(通いの場)への助成(家賃・光熱費助成など)を実施・抜本的に拡充してください。	平成28年度より、比較的元気な方向けのいきいきサロンに加え、より虚弱な方(要支援認定者・基本チェックリスト該当者)等を対象として、地域の公民館で行っている茶話、体操、レクリエーション等を取り入れた活動(ミニデイ事業)を行う団体に対し、運営費の助成を実施しています。	長寿介護課
⑥ひとり暮らし、高齢夫婦などへの安否確認や買い物、ゴミ出し(個別収集)、除雪など多様な生活支援の施策を充実してください。	民生委員や地域福祉推進員による見守り、高齢者総合相談センターによる実態把握訪問のほか、一人暮らし高齢者の緊急通報と安否確認を行う安心通報システム事業を実施しています。 小松市社会福祉協議会では小松市地域サポートクラブを立ち上げ、買い物・掃除・ゴミ出し等の日常生活支援を行っています。除雪では地域ぐるみで支援する町内会に対し補助金を交付しています。	長寿介護課
⑦高齢者や障害ある人などの外出支援のため地域巡回バスや福祉バスなどを増車・増便してください。	市では地域住民の通院、買い物等、生活のために必要な路線として、大型商業施設、医療機関、公共施設などを循環するコミュニティバスを運行しています。 また、公共交通機関の利用が難しい要介護者や身体障害者等には福祉有償運送による外出支援を行っています。	長寿介護課
⑧ 後期高齢者の医療費2割負担反対の意見を国にあげてください。	医療の高度化や、75歳以上人口は今後も増加する見込みであることから、世代間の公平性や制度の持続可能性を確保する観点から、75歳以上の後期高齢者の自己負担について原則2割負担とする見直しが審議されています。持続可能な医療保険制度を構築していくためには必要なことと考えます。	医療保険サポートセンター

石川県社会保障推進協議会 要望事項回答書

(懇談は「★重点要望事項」に絞って実施)

要望事項	回答	担当課
<p>★⑨ 災害から、住民のいのちと安全を守るために、避難準備・避難勧告時に要介護高齢者・障がいがある人、認知症高齢者の皆さんの移動・移送体制(担当者の明確化)、支援体制の確立、避難所の内容の充実(ベットやトイレ、冷暖房、プライバシー確保、車椅子等々)、福祉避難所の整備等を実施してください。</p>	<p>● 避難準備・避難勧告時において、(在宅の)要介護高齢者や障がいのある人等の避難については、事前に自主防災組織や民生委員に避難行動要支援者名簿を提供し、避難支援につなげていただくようお願いしています(※)。いくつかの自主防災組織は、要支援者の個別避難計画を作成し、要支援者宅から避難所まで避難させる担当者を明確して、定期的に訓練をしています。このような要支援者の個別避難計画の作成を全組織にすすめ、担当者や移送方法を明確化し、地区の民生委員と連携しながら訓練を実施するなど支援体制を図っていきます。 ※地区民生委員協議会では災害時要援護者安否確認訓練を実施されています。</p> <p>● 市が指定する避難所には、高齢者など要配慮者の方々の体調が悪くならないように和室やエアコンのある専用ルームをあらかじめ指定しています。</p> <p>高齢者や妊産婦などのサポートの必要な方に対して血圧計や体温計など常備品を充実するとともに、保健師が避難所を巡回し、避難者の健康支援や衛生管理を行っております。また、視覚聴覚など障がいのある方にはテレビ、ラジオ、掲示板などを活用して情報提供するよう配慮しています。</p> <p>避難所のトイレは、避難所になっている小中学校でも洋式トイレの整備が9割を超え、今後も整備の予定です。また昨年度、断熱マットやダンボールベットなども整備し、今後も避難所を強化してまいります。</p> <p>● 避難所の要配慮者専用スペースで過ごすことが困難で、特別な支援が必要な方のために二次的な避難所として、福祉避難所を14か所の福祉施設(別紙)と協定を結び指定しています。受け入れ先の福祉避難所とは、移送方法や良好な生活環境や支援を受けられるよう連携するとともに受け入れ施設の拡充を図ってまいります。</p>	<p>防災安全センター ふれあい福祉課</p>
<p>★(7)国に対して、年金制度への下記の意見をあげてください。</p>		
<p>① 年金引き下げはやめること。際限なく年金を引き下げる「マクロ経済スライド」は廃止すること。</p>	<p>少子高齢化が進む中、給付と負担を均衡させるためのしくみとして、「マクロ経済スライド」が導入されており、年金制度の長期的・安定的運営のために必要と考えます。</p>	<p>医療保険サポートセンター</p>
<p>② 年金支給開始年齢をこれ以上引き上げないこと。</p>	<p>本年6月21日に開催された政府の未来投資会議において決定された「成長戦略実行計画」では、「70歳までの就業機会の確保」に向けた方針が示され、公的年金の支給開始年齢の引き上げは行わないとされています。</p>	<p>医療保険サポートセンター</p>
<p>③ 年金の隔月支給を国際基準の毎月支給に改めること。</p>	<p>平成28年度政令指定都市国保・年金主管部課長会議において、国に対し、老齢基礎年金等の支給額等の改善に関連して、年金の毎月支給を求める要望書を提出していますが、これに対し支給業務は既に非常に大きな負担を伴っており、毎月支給となれば支払金融機関や共済組合等の事務をさらに増大させ、日本年金機構を始め、関係機関において大規模なシステム改修を必要とするなど、様々な課題があり、対応は困難であるとの回答があったため、慎重に検討したいと考えております。</p>	<p>医療保険サポートセンター</p>
<p>④ 全額国庫負担による最低保障年金制度を早急に実現すること。当面、基礎年金の国庫負担分3万3千円をすべての高齢者に支給すること。</p>	<p>国の課題であり、市から要望をあげていくものではないと考えております。</p>	<p>医療保険サポートセンター</p>

石川県社会保障推進協議会 要望事項回答書

(懇談は「★重点要望事項」に絞って実施)

要 望 事 項	回 答	担 当 課
<p>⑤ 年金積立金の株式運用をやめ、年金保険料の軽減や年金給付の充実など被保険者・受給者のために運用すること。</p>	<p>年金財源全体のうち、積立金からまかなわれるのは約1割であり、積立金の運用に伴う短期的な市場変動は年金給付に影響を与えないため、今後も安定的な年金給付を行うために必要と考えております。</p>	<p>医療保険サポートセンター</p>
<p>IV. 障害者控除認定制度について</p>		
<p>★(1)介護認定者・家族に①障害者控除認定制度とはどのような制度か、②障害者控除認定制度の認定を受けると「所得125万円(65歳以上の場合、年金収入245万円まで)は住民税非課税となる」と「住民税非課税となると医療や介護の負担が軽減されるケースが多くなる」ことを知らせてください。</p>	<p>これまでも市ホームページへの掲載、新規の要介護認定時のサービス一覧表の送付、確定申告時期の広報1月号への掲載などにより周知に努めています。さらに、制度概要をより広く周知するため、ケアマネージャーなどへの案内、要介護認定時にも個別のお知らせを行っています。</p>	<p>長寿介護課</p>
<p>★(2)かほく市・宝達志水町・羽咋市・津幡町・内灘町のように、貴自治体の基準に基づく「障害者控除対象該当者」に申請があったものとみなして「障害者控除認定書」を送付してください。</p>	<p>自動的な障害者認定書の送付は考えていません。まずは制度の概要を広く周知し、制度の認知度を高めてまいります。</p>	<p>長寿介護課</p>
<p>★(3)上記が実施できない場合でも、貴自治体の基準に基づく「障害者控除対象該当者」全員に、「制度のQ&amp;A」と「障害者控除対象者認定申請書」を送付してください。</p>	<p>(1)でも回答したとおり、今後、制度概要をより広く周知するため、ケアマネージャーなどへの案内や要介護認定時の個別のお知らせを実施していきます。</p>	<p>長寿介護課</p>
<p>V. 国民健康保険制度の改善について</p>		
<p>1. 保険料(税)について</p>		
<p>★(1)保険料(税)の引き上げを行わず、減免制度を拡充し、払える保険料(税)に引き下げてください。そのために一般会計からの法定外繰入額を増やしてください。</p>	<p>国民健康保険とは、相互共済の精神に基づいて、疾病や負傷、分娩及び死亡に際して、保険給付を行うことをその内容とし、原則、市町村が保険者として行われる事業であり、その運営の主たる財源が保険税となります。(国、県、市も相応の負担をしています。)</p> <p>国民健康保険財政の基盤を固め、国民健康保険事業の健全で円滑な運営を確保し、市民の健康の向上を図るには、制度に基づいた適正な保険税の賦課、徴収が不可欠です。</p> <p>小松市国民健康保険は、被保険者の高齢化や医療の高度化により、一人当たり医療費が年々伸び続ける状況にあります。平成30年度は収納率の向上による国保税収の増加や、保険給付費が当初の見込みを下回ったことで赤字を免れました。主たる財源である国保税収は年々減少傾向にあります。平成25年度以降は税率を据え置き、被保険者の負担が増加しないよう配慮しながら、国保財政の効率的な運営に努めております。</p>	<p>医療保険サポートセンター</p>

## 石川県社会保障推進協議会 要望事項回答書

(懇談は「★重点要望事項」に絞って実施)

要望事項	回答	担当課
<p>★(2)18歳未満の子どもについては、子育て支援の観点から均等割の対象としないでください。当面、一般会計による減免制度を実施してください。</p>	<p>国民健康保険税は、国保事業が被保険者の疾病、負傷等の保険事故を救済することを目的としており、その応能・応益の原則を具体的に実現するため、税額の算定方式については、あらかじめ地方税法に規定されています。この算定方式には、被保険者均等割総額の算出についても含まれています。</p> <p>* 国民健康保険税の算定において、次の三つの方式が地方税に規定されています。</p> <p>①「四方式」… 所得割額、資産割額、被保険者均等割額及び世帯別平等割額合算額による方式</p> <p>②「三方式」… 所得割額、被保険者均等割額及び世帯別平等割額合算額による方式</p> <p>③「二方式」… 所得割額、被保険者均等割額</p> <p>小松市では、この三つの方式のうち、②のいわゆる「三方式」を採用しています。(どの方式を選択したとしても、均等割額総額の算出について含まれていますので、これを含めた算定が行われます。)</p>	<p>医療保険サポートセンター</p>
<p>★(4)国保料(税)の減免制度を活用できるよう改善してください。具体的には、①障害世帯減免、②多人数世帯減免、③一人親世帯減免、④寡婦世帯減免、⑤高齢世帯減免、⑥低所得世帯減免(前年所得が生活保護基準額の1.3倍以下の世帯)等の減免制度を設けてください。</p>	<p>小松市では、小松市国民健康保険条例第24条の減免規定に基づき、保険税の減免制度を設置しています。災害等により生活が著しく困難となる等特別の事情があると認められた場合には、申請により保険税の減免や徴収の猶予を受けられます。なお、この制度の生活困窮の収入額基準は、生活保護法による保護の実施要領に基づく額の1.2未満としています。(1.0未満で全額、1.2未満では8割を減額)</p> <p>国民健康保険の被保険者には比較的低所得者が多いといわれており、低所得者の負担が過重になるため、一定の所得以下の世帯について、保険税の軽減措置がとられています。(所得に応じて、応益割額「均等割・平等割」を7割、5割、2割の軽減としています。)</p> <p>※平成26年度から国において低所得者の保険税負担を緩和するため国保税の5・2割軽減対象者が拡大され全体で約52%の世帯が適用となっています。</p> <p>また、平成22年度4月から非自発的な事由(「倒産・解雇」や「雇い止め」などによる離職)により国民健康保険に加入された人について、申請により保険税の軽減が受けられる制度が始まりました。</p> <p>このほか、災害等の特別な事情によって、収入が一定額以下になり、保険税の支払いが困難になった場合はご相談ください。</p> <p>小松市では、保険税の減免や徴収の猶予、分納等のご相談をお受けしています。</p>	<p>医療保険サポートセンター</p>

(懇談は「★重点要望事項」に絞って実施)

要望事項	回答	担当課
2. 保険料(税)滞納者への対応について		
★(1)資格証明書の発行をやめてください。とりわけ、18歳年度末までの子どもがいる世帯、母子家庭や障害ある人のある世帯、病弱者のいる世帯には、絶対に発行しないでください。	資格証明書の発行にあたっては被保険者の個々の状況の把握に努め、発行するかどうかを判定しています。 また、高校世代以下の被保険者については、平成22年5月の法改正(*)により、資格証明証交付の世帯であったとしても、短期被保険者証を郵送により交付しています。(平成22年7月より) * 医療保険制度の安定的運営を図るための国民健康保険法等の一部を改正する法律(平成22年法律第35号)	医療保険サポートセンター
(2)窓口で資格証明書が交付されている方が、医療を受ける必要が生じ、医療費の一時払い(10割負担)は困難であると申し出があった場合、国からの通知や先般示された見解を踏まえて、生活状況などを確認した上で、緊急的な対応として短期保険証を交付してください。	資格証明書を交付されている被保険者が、医療を受ける必要が生じ、かつ、医療機関に対する医療費の一時支払が困難である旨の申出がなされた場合には、生活状況などを確認した上で、一時的に短期被保険者証を交付することとしています。 また、資格証明書の方へはあらゆる機会を通じて医療機関に受診が必要な際には相談するよう案内しており、今後も短期被保険者証が交付される場合があることを周知し、個々の事情に応じたきめの細かい対応を図っていきたいと考えています。	医療保険サポートセンター
★(3)滞納者に対し給付の制限(限度額認定・一部負担減免適用除外等)をしないでください。滞納があっても施行規則第1条「特別な事情」であることを申し出れば保険証を即時発行してください。	国民健康保険は、相互共済の精神に基づいて、疾病や負傷、分娩及び死亡に際して、保険給付を行うことをその内容とし、その運営の主たる財源が保険税となります。(国、県、市も相応の負担をしています。) 国民健康保険財政の基盤を固め、国民健康保険事業の健全で円滑な運営を確保し、市民の健康の向上を図るには、制度に基づいた適正な保険税の徴収が不可欠です。 小松市国民健康保険は、被保険者の高齢化や医療の高度化により、一人当たり医療費は年々伸び続ける一方、保険税収入は年々減少しています。 このような状況ですので、保険給付と保険税負担とのバランスを考慮し、保険給付において一定程度の制限を設けて国民健康保険事業を行うことが、その安定的な運営に必要なものと考えています。 何卒、ご理解の程よろしく申し上げます。	医療保険サポートセンター
(4)保険料(税)を支払う意思があつて分納している世帯には、正規の保険証を交付してください。	短期被保険者証は医療給付に関して、一般被保険者証と同等の給付を受けることができます。 短期被保険者証の交付につきましては、保険税を滞納している世帯との接触の機会をできる限り確保し、現在の生活状況や今後の納付計画を相談することにより、納付意識の向上と収納確保を図る観点から原則、有効期限6カ月の短期被保険者証を交付しています。	医療保険サポートセンター

石川県社会保障推進協議会 要望事項回答書

(懇談は「★重点要望事項」に絞って実施)

要 望 事 項	回 答	担 当 課
<p>★(5)保険料(税)を払えきれない加入者の生活実態把握に努め、むやみに短期保険証の発行や差押えなどの制裁行政は行わないでください。滞納者への差押えについては法令を遵守し、滞納処分によって生活困窮に陥ることがないようにしてください。また、給与などの差押禁止額以上は差押えないでください。</p> <p>税の滞納解決は、児童手当を差押えた鳥取県の処分を違法とした広島高裁判決を踏まえ差押禁止財産の差押えは行わないでください。実情をよくつかみ、相談に対応するとともに、地方税法第15条(納税緩和措置)①納税の猶予、②換価の猶予、③滞納処分の停止の適用をはじめ、分納・減免などで</p>	<p>保険税の滞納者については、国税徴収法に基づき、財産調査や差押処分を適法に執行しています。</p> <p>また、短期被保険者証につきましては、保険税を滞納している世帯との接触の機会をできる限り確保し、納付意識の向上と収納確保を図る観点から交付しており、納税相談では、毎月の借金返済額等を含めた収支を聞き取り、生活実態に即した納税計画を立て、分割納付の誓約を交わす等のきめこまやかな対応をこころがけています。</p>	<p>医療保険サポートセンター 納税課</p>
<p>3. 一部負担金の減免制度について 窓口負担が払えなくて必要な受診を減らしたり、受診を中断したりする人が増加しています。一部負担減免制度の抜本的な拡充で、必要な受診が確保されるようにしてください。</p>		
<p>★①現在の一部負担減免要綱とは別に、低所得のみを理由にした一部負担減免制度を創設してください。</p>	<p>小松市では、小松市国民健康保険条例施行規則第23条の減免規定に基づき、一部負担金の減免制度を設けています。災害や収入減等により生活が著しく困難となる等特別の事情があると認められた場合には、申請により一部負担金の減免や徴収の猶予を受けられますので、新たに低所得のみを理由にした一部負担金減免制度の創設は考えておりません。</p> <p style="text-align: center;">収入減で支払えなくなる</p>	<p>医療保険サポートセンター</p>
<p>②手続き手順・必要書類など運用に必要な事務手続きを整備し「利用案内」を市内医療機関に送付すると共に、ケースワーカー、地域包括支援センターに周知してください。</p>	<p>生活困窮者についてはふれあい福祉課や小松市社会福祉協議会などの関係機関と情報の共有を図っており、一部負担金の減免や徴収の猶予のほか、高額療養費貸付制度による資金の貸付のご相談もお受けしています。</p>	<p>医療保険サポートセンター</p>
<p>③一部負担減免制度について行政や医療機関の窓口にわかりやすい案内ポスター、チラシを置くなど周知してください。</p>	<p>国民健康保険の一部負担金減免制度は、災害等の理由により、加入者が一時的に医療機関窓口で自己負担を支払うことが困難となった場合に、自己負担額の支払いの減額および徴収猶予を行うものです。</p> <p>制度についてはパンフレットやホームページに掲載し、周知に努めており、加入者との相談の中で、その人の生活状況に応じた対応を図っていきたいと考えています。</p>	<p>医療保険サポートセンター</p>
<p>④厚生労働省は2010年9月13日付け通知で、(44条を適用するに当たっては)「保険料の滞納の有無に関わらず、一部負担金減免を行っていただきたい」と表明していることから、保険料の滞納の有無に関わらず、実施してください。</p>	<p>一部負担金減免制度については滞納の有無にかかわらず対応することとしています。</p>	<p>医療保険サポートセンター</p>

(懇談は「★重点要望事項」に絞って実施)

要望事項	回答	担当課
⑤公立病院で低額無料診療施設認定を進めてください。	無料定額診療事業の基準として「生活保護法による保護を受けている者及び無料又は診療費の10%以上の減免を受けた者の延数が取扱患者の総延数の10%以上であること等」とされており、当院では、その基準を満たしていないことから現状では、県知事の許可を受けて無料定額診療事業を行うことは出来ません。	市民病院
4. 国民健康保険運営協議会を全面公開とし、会議公開はもちろん資料提供、議事録作成などをしてホームページでも公開してください。	国民健康保険運営協議会は、国民健康保険法に基づいて設置された市長の諮問機関で、委員は被保険者を代表する委員4人、保険医又は保険薬剤師を代表する委員4人、公益を代表する委員4人、被用者保険等被保険者を代表する委員2人、合計14人で構成されており、国民健康保険事業の運営に関する重要事項を審議し、市長に判断資料を提供することが主な役割です。 会議は公開しておりますが、実績はありません。開催状況につきましてはその都度、議会に報告しております。	医療保険サポートセンター
⑥70歳～74歳の高額療養費の支給申請手続を簡素化し、申請は初回のみとしてください。	70歳～74歳の高額療養費の申請について、後期高齢者医療制度と同じく初回のみ申請とできるように検討中です。	医療保険サポートセンター
VI. 障害がある人の施策の充実について		
★(1)三障害平等という理念に反して、精神保健手帳所持者は心身障害者医療費助成制度の対象になっていません。自立支援医療で減免の仕組みがあるものの、精神の疾病だけが対象で不十分です。精神保健手帳1級・2級者を心身障害者医療費助成制度の対象にしてください。(全国の過半数以上の市町が実施)	本市では、平成30年8月診療分より、精神障害者保健福祉手帳1級の方について、障がい者医療費助成の対象としております。助成範囲は、精神の疾病だけでなく、かぜやケガなど、医療費の自己負担分(保険適用分)を全て対象としております。精神障害者保健福祉手帳2級の方については、対象者数も多く、現時点では市単独事業としての助成は考えておりません。	ふれあい福祉課
★(2)国民健康保険、健康保険、後期高齢者医療制度など医療保険の違いを超えて、65歳以上の障害がある人への心身障害者医療費助成制度は助成方法を、償還払いではなく、現物給付(64歳以下同様)に戻すために、県の補助要綱の改正を求める意見を上げてください。	障がい者医療費助成制度については、本来、年齢を条件に助成方法の違いを設ける必要性はないと考えておりますが、65歳以上の医療費助成における県補助対象は「償還払い」に限られており、県内すべての市町が「償還払い」となっております。助成方法を「現物給付」にした場合、①県補助を受けられなくなるほか、②国民健康保険の国庫負担金が減額調整されることから、社会保障費の増大が避けられない現状では、県の要綱改正がなされないまま、市単独事業として「現物給付」制度を導入することは難しいと考えております。 本市としては、県に対して65歳以上の障がいのある方の「現物給付」について、県補助の対象となるように求めています。	ふれあい福祉課

## 石川県社会保障推進協議会 要望事項回答書

(懇談は「★重点要望事項」に絞って実施)

要 望 事 項	回 答	担 当 課
★(3)通院精神医療費(自立支援医療制度)制度の患者自己負担を市町単独事業として助成してください。	自立支援医療制度は原則1割負担で、所得に応じて自己負担額が決められております。本市では、精神障害者保健福祉手帳1級所持者については、平成30年8月診療分より、1割負担分ついて、障がい者医療費助成制度の対象としております。	ふれあい福祉課
VII. 生活相談総合窓口の設置について		
★(1)住民の様々な深刻な問題に対し、滋賀県野洲市のように「課の枠を超えて関係課等が連携し、問題を解決するための積極的な施策の推進及び生活再建の支援を図る」住民生活相談総合窓口の設置を実施してください。	本市では、あんしん相談センター、ふれあい福祉課、長寿介護課、こども家庭課を1階の同じフロアに配置し、市民からの様々な相談について、各関係課の連携の強化を図っています。 また、小松市社会福祉協議会では、総合相談窓口として、ふれあい支援センターを開設しており、就労・住居・家族・金銭などの様々な問題について相談を受け付けています。	ふれあい福祉課
VIII. 健診事業・健康づくり事業の推進について		
★(1)住民健診・特定健診の受診率を抜本的に引き上げてください。	<ul style="list-style-type: none"> <li>●昨年度から、健診期間を1ヶ月延長し、受診しやすい体制を整えています。</li> <li>●特定健診については保険者独自の項目を追加するなど、充実した内容としており、自己負担金額も委託料の1割以下と低額にしています。</li> <li>●健診期間中に受診勧奨として、過去の受診歴や医療機関受診歴などによってAIを用いた6パターンに分類し、より受診行動につながりやすい文面のハガキを作成し勧奨を行っています。</li> <li>●集団総合健診では、がん検診との同時実施や土・日・祝日に実施するなど受診しやすい体制整備に努めています。</li> <li>●協会けんぽと連携を図り、平成29年度から協会けんぽ主催の健診に国保加入者も受診できる体制をとっています。</li> <li>●今後も特定健診の受診に関する周知や勧奨を積極的にすすめ、受診率の向上・生活習慣病の予防につながるよう努めてまいります。</li> </ul>	いきいき健康課



(懇談は「★重点要望事項」に絞って実施)

要望事項	回答	担当課
<p>★(2)ガン検診の受診率を大幅に引き上げてください。</p>	<p>●平成28年度からがん検診の自己負担金を大幅に減額(委託料の3割→1割負担)し、妊婦健診1回目に子宮がん検診を追加し、特定年齢の方に乳がん医療機関検診を開始しました。平成29年度から実施している胃がん(内視鏡)検診は、初年度2学年にモデル実施し、平成30年度は5学年、今年度は対象学年を拡大し10学年に実施するなど、受診しやすい体制整備に努めています。また、それに伴い実施期間の延長も行っています。</p> <p>●今年度は、子宮がん(個別及び集団)検診、乳がん(集団)検診の申込者で未受診者に、再度勧奨ハガキを発送し受診の呼びかけを行ったほか、未申込者にも再度受診の案内を行うなど受診勧奨に努めています。</p> <p>●今年度は、白山眺望ウオークのイベント会場で、市けんこう推進委員、県、健康づくり応援企業と連携し、がん検診の受診向上キャンペーンを実施し、チラシや啓発グッズの配布、会場で申込み受付を行うなど啓発に努めました。</p> <p>●今後もより多くの市民に、がん検診の必要性や検診方法等の周知をきめ細やかに実施し、受診率の向上・がんの早期発見につながるよう努めてまいります。</p>	<p>いきいき健康課</p>
<p>★(3)特定健診は国基準だけでなく、さらに充実させてください。70歳になると健診項目を減らすことは実施しないでください、費用は無料とするとともに住民が受診しやすいものとしてください。</p>	<p>●特定健診では保険者独自の追加項目としてクレアチニン・心電図・尿酸・HbA1c・空腹時血糖又は随時血糖・総コレステロール・尿潜血を全員に実施し、保健指導にも活かすなどして内容の充実を図っています。</p> <p>●費用は委託料の1割以下と低額にしています。今後もより受診しやすい体制整備を検討していきたいと考えております。</p>	<p>いきいき健康課</p>
<p>(4)がん検診等の内容を充実させ特定健診と同時に受診できるようにし、費用は無料にしてください。</p>	<p>【特定健診とがん検診の同時受診について】</p> <p>●集団総合健診では、同時受診が可能です。</p> <p>●医療機関での特定健診では、前立腺が同時実施可能です。また、子宮がん・胃がん(内視鏡)検診は一部の医療機関で同時受診が可能です。</p> <p>現在未実施のものについては、精度管理のあり方等の課題があるため今後も検討していきたいと思っております。</p> <p>【費用について】</p> <p>●肺がん検診(胸部レントゲン)は無料で実施しています。</p> <p>●特定年齢に無料検診を実施(乳がん検診:40歳、子宮がん検診:20歳)しています。</p> <p>●次の方は全部のがん検診を無料で実施しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・生活保護世帯の方</li> <li>・65歳以上で身体障害者手帳1.2.3級、療育手帳A.B、戦傷病者手帳項症に該当する方</li> <li>・市民税非課税世帯の方(申請により)</li> </ul> <p>自己負担金については平成28年度より大幅減額を行っており、さらに受診しやすい検診体制や検診の周知方法を検討し改善していきたいと思っております。</p>	<p>いきいき健康課</p>

石川県社会保障推進協議会 要望事項回答書

(懇談は「★重点要望事項」に絞って実施)

一 要 望 事 項	回 答	担 当 課
(5)歯周疾患検診については、年1回無料で受けられるようにしてください。少なくとも40・50・60・70歳の検診は必ず実施してください。また保健所や保健センターに歯科衛生士を常勤で複数配置してください	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 歯周疾患検診の内容を含む「成人歯科口腔健診」を20～70歳の5歳ごと及び76歳、80歳の方を対象に実施しています。</li> <li>● 次の方は自己負担金を無料で実施しています。               <ul style="list-style-type: none"> <li>・生活保護世帯の方</li> <li>・市民税非課税世帯の方(申請により)</li> </ul> </li> <li>自己負担金については平成27年度に減額しています。今後、歯科口腔健診の必要性の周知等を一層すすめてまいります。</li> <li>● すこやかセンターに常勤(4時間)歯科衛生士を配置しています。</li> </ul>	いきいき健康課
(6)産婦健診の助成対象回数が1回の市町村は2回に拡充してください。妊産婦歯科健診への助成を妊婦・産婦共に実施してください。	産婦健診は県内統一した流れとなっており、助成対象回数については県や他市町の方針を踏まえて検討していきます。小松市は平成8年度から妊婦歯科健診を実施しており、年々受診者は増加していますが、まずは妊婦歯科健診の受診率向上を図っていききたいと思います。	いきいき健康課
(7)WHOが認定した「ゲーム依存症」、とりわけ子どもの「ゲーム依存症」対策を検討してください。	毎年、各中学校から希望者を募り「中学生サミット」を行っています。そこではネットとの付き合い方やいじめ問題を取り上げ、中学生自らが主体となって啓発チラシを作成したり、ルールを決めたりしています。校区ごとに中学生が小学校を訪問し啓発活動も行っています。	学校教育課
1. 予防接種について		
★(1)流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)、ロタウィルスワクチン、子どもや障害者のインフルエンザワクチンの任意予防接種、定期接種から漏れた人に対する麻しん(はしか)に助成制度を設けてください。	<p>生後2か月から高校3年生までを対象に任意予防接種への助成を行っており、定期接種から漏れた人の麻しんも利用できません。</p> <p>○助成額 未就学児:3,000円を年度に1回助成 小学生～高校生:2,000円を年度に1回助成</p>	いきいき健康課
(2)高齢者用肺炎球菌ワクチン(定期接種)の一部負担を引き下げてください。2019年度以降も任意予防接種事業を継続してください。また2回目の接種を任意予防接種事業の対象としてください。	小松市は高齢者用肺炎球菌ワクチンの予防接種を自己負担2,100円で実施しています(生活保護世帯は無料)。2回目の接種に関する国の方針の情報収集に努めるとともに、まずは今年度の対象者が忘れずに接種できるように、再通知を行うなどして接種率の向上を図っていきます。	いきいき健康課

## 石川県社会保障推進協議会 要望事項回答書

(懇談は「★重点要望事項」に絞って実施)

要 望 事 項	回 答	担 当 課
X. 地域医療構想について (公的病院の存在する市町のみ)		
今年、石川県地域医療構想を含めて石川県医療計画が確定して具体化されています。全国では公的病院の統廃合が進められている状況です。地域医療体制、医師・看護師の確保等で心配や不安がありましたらお聞かせください。	石川県医療計画が具体化されたが、特に大きな変化なく医師・看護師の確保等については、医師は、一部の診療科で不足は見られるものの大学との連携により対応できており、看護師についても、概ね充足している状況です。 今後も、引き続き南加賀医療圏の住民が安心して暮らしていけるように、各医療機関が急性期・回復期・慢性期においてそれぞれの役割を分担し、医療連携がより一層深められていくことが必要と考えます。	市民病院
i. 生活保護について(市のみ)		
①生活保護の相談・申請にあたっては、憲法第25条および生活保護法第1条・第2条に基づいて行い、「申請書を渡さない」「就労支援(仕事探し)を口実にする」「親族の扶養について問いただす」など、相談者・申請者を追い返すような違法な「水際作戦」を行わないでください。生活保護が必要な人には早急に支給してください。	窓口では、相談者の話を丁寧に聞き取り、相談者の置かれている状況を把握しつつ、生活保護制度について説明し、申請の意思を確認して申請を受け付けています。 また、必要に応じて他制度や福祉サービスについてのご案内も行っています。 今後とも相談者から誤解を招くことのないよう、より一層丁寧な説明に努めてまいります。	ふれあい福祉課
★②ケースワーカーなど専門職を含む正規職員を増やしてください。また担当者の研修を充実させ、就労支援や生活指導を個別に丁寧に行ってください。	ケースワーカーの数は、国の配置基準により定められており、本市のケースワーカー数は、その基準内となっています。 ケースワーカーについては、国や県主催の研修会や課内研修を通じて、その資質の向上に努めており、また、本市では、被保護者の自立促進を図るため、就労支援相談員を1名配置し、ハローワーク等と連携し、被保護者の求職活動、就労定着の支援を行っています。 今後も、定期訪問等により、被保護者の生活の状況や困りごと等を把握し、適正な生活指導とケースワークに努めてまいります。	ふれあい福祉課
(3)生活困窮者自立支援法に基づく「自立相談支援事業」は自治体直営で実施してください。また、生活保護が必要な人には受給手続きを紹介するなど、就労支援に偏らず生存権保障を重視してください。	生活困窮者自立支援法に基づく「自立相談支援事業」については、本市は社会福祉協議会に委託し実施しています。 生活困窮に至った事情は様々であり、社協では、専門の支援員を3名配置し、悩み事や困りごとなど相談内容を丁寧に聞き取り、生活困窮者に寄り添い具体的な支援を行っています。 社協とふれあい福祉課は、生活困窮者等の状況把握と具体的な支援について情報を共有しており、生活保護が必要な人については、ふれあい福祉課に確実につながるよう連携を図っています。	ふれあい福祉課
★(4)夏季の冷房費相当の独自手当の新設を国に強く要望してください。夏季期間、近年の暑さへの対応として、エアコンの購入費用(更新含む)や電気代の助成を行ってください。	本市における生活保護受給世帯のエアコン普及率は92.5%となっており、全国のエアコン普及率91.1%と同程となっています。 冷房機器の設置及び同機器の使用に伴う電気料金の増加については、国に対して拡充を要望しています。	ふれあい福祉課

## 石川県社会保障推進協議会 要望事項回答書

(懇談は「★重点要望事項」に絞って実施)

要 望 事 項	回 答	担 当 課
(5)埼玉県三郷市での裁判判決も踏まえ、申請権を保障すること。申請時に、違法な指導指示、実態を無視した就労指導の強要はしないこと。就労支援の一環として自治体で仕事を確保してください。また、枚方市自動車裁判判決をふまえ、生活および仕事で自立のために必要な場合は保有を認めることを「しおり」等に記載してください。	生活保護の相談時には、相談者の健康状態(身体・精神を含む)の把握に努め、就労の可否について十分に検討を行い、就労可能な場合はハローワークへのつなぎを行うなど適正な指導に努めています。 本市では、就労支援相談員を1名配置し、ハローワーク等と連携し、被保護者の求職活動、就労定着の支援を行っており、H29年度は、15名が就労に結びつき、1名生活保護を脱却しています。 被保護者の自動車の保有については、就労、通院等の理由を勘案し、必要に応じて保有することを認めており、今後も適正に対応してまいります。	ふれあい福祉課
★(5)自治体で作成している生活保護の「しおり」は生活保護利用者の権利性を明記し制度をわかりやすく説明したものにしてください。「しおり」と申請書はカウンターなどに常時配架してください。	本市のしおりには、保護を受けた場合の権利のほか、守っていただくことや医療に関することなど生活保護制度についてわかりやすく明記してあります。 被保護者には、折りにふれてお渡ししているほか、生活保護申請時だけでなく、生活相談時に制度説明に使用しています。	ふれあい福祉課
★(6)国民健康保険証なみの医療証をつくるよう国に強く要望してください、当面、休日、夜間等の福祉事務所の閉庁時や急病時に利用できる医療証を発行するようにしてください。	被保護者が受診する場合、事前に何処の医療機関を受診したいか申告し、福祉事務所において、その医療機関が指定医療機関であるかを確認した後、「医療券」を発行しています。 本市では、緊急時や夜間など事前の申告が難しい場合については、事後による申告にも柔軟に対応しており、被保護者が必要なときに必要な受診ができないといったことがないよう配慮しています。	ふれあい福祉課
★(7)資産申告書の提出は強要しないでください。生活保護利用者に対し、厚生労働省の資産申告書に関する「通知」の趣旨を十分に説明してください。また、生活保護費のやり繰りによって生じた預貯金等については、使用目的が生活保護の趣旨目的に反しない場合は保有を認め、その保有は、生活保護利用者の生活基盤の回復に向け、柔軟に対応してください。	生活保護は、生活に困窮する者が利用する資産や能力等をその最低限度の生活維持のため活用することを要件としています。資産の申告は、被保護者の資産について定期的に把握し、活用すべき資産の有無等を確認するためのものであり、被保護者へは折りにふれその趣旨を説明し、理解を求めているところです。 遣り繰りによって生じた預貯金については、あらかじめ使用目的についてご相談いただければ、その保有を認めています(たとえば修学旅行の積立金等)。	ふれあい福祉課